

大蔵・舞子海岸の空洞対策検討委員会 設置趣旨

国土交通省では、平成 13 年 12 月 30 日に発生した大蔵海岸における人工海浜の陥没による死亡事故を受け、土木学会海岸工学委員会に調査を依頼し、同委員会がとりまとめた「大蔵海岸陥没事故調査報告書」を踏まえ、安全対策工事を実施した。

また、平成 22 年に大蔵海岸のコンクリート護岸背後で空洞が確認され、比較的規模の大きい箇所について対策工事を実施し、現在まで経過観察をおこなっている。

そのような中、令和 6 年 10 月からおこなっていた東播海岸における海岸保全施設の定期点検において、舞子海岸の一部の区域で空洞が発見された。国土交通省では、令和 6 年 11 月より、同区域および同区域の構造と類似する構造を有している大蔵・舞子海岸の一部の区域について、点検が完了し利用者の安全確保が確認されるまでの間、立ち入り制限をおこなっている。

当該区域は、海岸利用者が多くレジャーや憩いの場として地域に親しまれていることを受け、安全確保を確認し、または対策工事を実施し、安全に利用いただけるよう、過去に発生した空洞の原因や対策等も振り返りつつ、学識経験者等から技術的助言をいただき、立ち入り制限の解除の考え方、対策工法、対策後のモニタリング等について検討することを目的として、本検討委員会を設置するものである。